

飯能市阿須地区交通安全対策検討協議会 設置要綱

(目的)

第1条 交通事故情勢における緊急に対処すべき課題について協議し、交通安全に係る各種対策を総合的に推進するため、飯能市阿須地区交通安全対策検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(議題)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 阿須地区の実情に応じた交通安全対策（局所対策、面的対策、幹線道路対策等）を立案すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長、副会長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会議を統轄する。
- 4 会長は、必要の都度、会議を招集し、その議長を務める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、飯能市建設部道路公園課及び埼玉県飯能県土整備事務所道路環境部において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

別表

会 長	埼玉県飯能県土整備事務所長
副会長	飯能市長
委 員	埼玉県飯能警察署長 飯能市阿須自治会 会長 県道富岡入間線道路整備促進協議会 会長 飯能市 建設部 参事兼道路公園課長 飯能市 教育委員会 学校教育部 学校教育部課長兼教育センター長 飯能市 市民生活部 生活安全課長 飯能市 健康福祉部 参事兼保育課長

飯能市阿須地区交通安全対策検討範囲イメージ図

